

【論文】

明治期の通商博物館設置計画にみる商品陳列所の受容

Accepting of *Shohin Chinretsujō* in the Commercial Museum Project at the Meiji-era

三宅 拓也*

Takuya MIYAKE

Abstract

In the second half of 1880s, some European countries established an institution which was called Commercial Museum or Export Sample Warehouse and so on, in order to help their citizens' industrial and commercial activity especially concerning import and export trading. In Japan, the *Gaimu-sho* (Ministry of Foreign Affairs) made request to the *Noshomu-sho* (Ministry of Agriculture and Commerce) and the *Monbu-sho* (Ministry of Education) for cooperation in the Commercial Museum Project. These three ministries could not achieve the consensus on the project though they tried to do somehow. Therefore, they entrusted the project with the private organizations of businessmen leaded by Eiichi SHIBUSAWA, the *Tokyo Shoko-kai* and *Boeki-kyokai*. The organization made new plans, which was convenient for them. The *Monbu-sho*, however, opposed that, and seceded from the project.

The characteristic point of the project is below, these show how modern Japan accepted the *Shohin Chinretsujō* from western Commercial Museum or Export Sample Warehouse:

- (1) The *Gaimu-sho* made first plan based on the Commercial Museum in Brussels, Belgium, which was connected with trading and was related to information bureau. On the other hand, the *Monbu-sho* wanted to make an attached museum to their school.
- (2) The project became to be called as the *Shohin Chinretsujō* project, although it had been called as the *Tsusho Hakubutsukan* project in the beginning.
- (3) The *Monbu-sho* persisted in its opinion, which put the school education in the first, though the other two ministries regard the businessman as more important.

1. はじめに

近代日本の博物館史あるいは経済史・貿易史を振り返ったとき、貿易促進を目的として物品を

* 京都工芸繊維大学 大学院工芸科学研究科
造形科学専攻 博士後期課程

原稿受理日：平成22年12月10日
採用決定日：平成23年1月16日

蒐集・陳列して公開する施設として、商品陳列所・商業博物館・輸出見本品陳列所といった施設の存在を確認することができる。そのうち商品陳列所という呼称は、当時から<Commercial Museum>や<Export Sample Warehouse>などの訳語のひとつとして商業博物館や輸出見本陳列所と混同して用いられることがあり⁽¹⁾、近年においても括弧付で併記されるなどそれらの境界が曖昧なまま用いられてきた節がある⁽²⁾。その背景としては、博覧会や勧工場・商店における商品の販売空間を指すものとしても使用されたように⁽³⁾、商品陳列所という語自体が、そもそも<商品>を<陳列>する<所>という漠然としたものであることがまず挙げられよう。しかしながら、新聞紙上においても特に断りのないまま冒頭で示したような施設を指して限定的に用いていることから、商品の販売所とは異なる商工業政策上の施設を指す語としても、明治後半期には商品陳列所という語が広く認識されていたといえる⁽⁴⁾。

このように、商品陳列所が字面どおりの漠然とした意味においてではなく、商工業政策に関係する近代的なある特定の施設を指す語として、つまり商業博物館や輸出見本陳列所を代弁し得る語として近代日本に登場しはじめたのは、明治中頃のことである。それ以前においては、勧業を目的として物産を蒐集・陳列する施設として、地方都市に設置された物産陳列所や博物館などがあった。そうした状況のなか、それらの指導的立場にあたるものとして大阪府立商品陳列所（1890 [明治 23] 年開所）や農商務省貿易品陳列館（1896 [明治 29] 年開館）が登場したことが、それ以前の陳列施設とは性格の異なる貿易を主眼とした陳列施設の普及に影響を及ぼしたとされる（椎名仙卓 1979、田島奈都子 2006）。

とはいって、このような貿易振興を目的とする新しい趣向の陳列施設は日本独自に誕生したものではなく、自由貿易時代に突入した欧州における類似施設からの学習によるものであった（高嶋雅明 1986）。1880 年代、イギリスが起こした自由貿易の波が押し寄せる中、欧州各国は自国の貿易を促進することでその波を乗りこえようとしたが、そのための有効な手段として欧州の交易都市が次々と設置していくのが、商業博物館や輸出見本品陳列所といった自国産業の底上げと貿易促進を目的とする陳列施設であった。こうした動きがやがて日本にも伝搬し独自に消化された上で具現化していくことになるのだが、その過程で商品陳列所という語が明確な意図を持って用いられるようになったのである。本稿の最大の目的は、商業博物館や輸出見本陳列所を総称し得る意味での商品陳列所が、近代日本に受容されていくその過程を明らかにすることにある。

こうした過程の、まさにその現場となったのが、通商博物館設置計画であった。ここでいう通商博物館設置計画とは、1880 年代後半の日本において、外務・農商務・文部各省と澁澤榮一らが率いる実業団体が関与して、貿易促進を目的とした陳列施設の実現を目指した一連の事業を指し、高嶋（1986）が「商品陳列所構想」と呼んだものをいう⁽⁵⁾。通商博物館設置計画は、当初の計画通りは実現することはなかったが、これを経験したことによって、大阪府立商品陳列所や農商務省貿易品陳列館が誕生した。つまり、椎名や田島がいうような陳列所の歴史における展開点となる施設を生みだした潮流の原点が、この通商博物館設置計画なのである。それゆえに、この計画を詳細に検討することは近代日本の陳列所を理解する上で大きな意味を持つ。

これまで、通商博物館設置計画は、経済史・貿易史分野の研究者によって取り上げられてきた。なかでも外務省外交史料館所蔵史料を発掘して通商博物館設置計画を取り上げ、その全体像を示した高嶋（1986）の功績はとりわけ大きい。また、角山幸洋（1997）は大阪府立商品陳列所が「商業博物館としての成立」に至るまでの事象として取り上げている。しかしながら、それらには史料の解釈と事象の意味付けにおいて疑問が残る。

以下、本稿では、外務省外交史料館が所蔵する一次史料を用いて通商博物館設置計画を再検討し、計画に関与した各省がどのような意図を持って参与し、どのように商品陳列所をとらえて受容していくのかを考察する。この作業を通して、明治期における商品陳列所の受容過程の一端を明らかにしたい。なお、史料の引用の際には、旧字体を新字体に置き換えたうえで適宜句読点を補っているが、ルビ・傍点などは原文のままである。

2. 明治期中頃における貿易促進を目的とした陳列施設の世界的状況

本題に入る前に、日本で通商博物館設置計画が議論されていた1880年代において、貿易促進を目的とした同様の陳列施設が世界でいかなる状況にあったのかを、当時の史料から確認しておきたい。外務省や農商務省は通商博物館設置計画に関連して欧米の類似施設に関する情報を収集し、計画立案の参考としていたが、ここではそのなかのひとつ、「一千八百八十六年九月十五日倫敦商法会議所執務委員『ムレイ』氏ノ提出セシ通商博物館ニ関スル特別報告」（以下、「ムレイ報告」とする）と題された報告を取り上げる⁽⁶⁾。この史料は、題名に明らかなように、ロンドン商法会議所執務委員であったムレイによって同会議所に提出された、貿易促進を目的とした陳列施設に関する報告が邦訳されたものである。その内容は、ムレイが「純粹ノ通商博物館而已ニ止マラズ輸出見本陳列所ノコトヲモ之ヲ取調べ、傍ラ技術博物館并ニ商工業練習所ノコトヲモ取調べ」た報告と、調査の結果導かれたロンドンに設立すべき商業博物館に関するムレイの提言である。史料中、「通商博物館」「商業博物館」という語が出てくるが、これらは共に「Commercial Museum」の訳語だと考えられるため、一般名詞としては「商業博物館」を本稿では統一して用いる。なお、題名に掲げられた「通商博物館」という呼称は、計画を起草した外務省の担当部局が通商局であったことによる⁽⁷⁾。それゆえに、同局が邦訳した可能性が高い。

このムレイとは、当時、ロンドン商法会議所（The London Chamber of Commerce）の執務委員（Secretary）であったケンリック・B・ムレイ（Kenric B. MURRAY）のことである⁽⁸⁾。ムレイは、報告提出の翌年にイギリスの評論誌『The Contemporary Review』に「Commercial Museums」と題した論考を寄せるなど、当時のロンドンにおいて商業博物館設置運動を牽引した人物であったようである⁽⁹⁾。そのムレイによる調査報告を日本の関係当局がいつ・どのように入手したのかは現時点において明らかにし得ないうえ、「ムレイ報告」の原文が確認できていないため、資料としての信憑性が完全ではないことは否定できない。しかしながら、「ムレイ報告」は新聞紙上に分割掲載されるなど通商博物館設置計画の関係者にとって極めて重要な情報源であったことは間違いない⁽¹⁰⁾。こうした意味において「ムレイ報告」は当時の状況を知り得る貴重な史料であるといえる。

それゆえ、「ムレイ報告」に基づいて記す以下の内容は、当時の関係者がどのような情報を入手し、理解していたのかを把握することにもなるのである。こうした視点を提示した上で、「ムレイ報告」に基づいて当時の状況を見ていきたい。

(1) 「ムレイ報告」にみる世界的状況

19世紀後半、世界最大の輸出貿易国であったイギリスに対し、欧州各国は国内市場の保護に努めてきたが、1880年頃より自国の輸出貿易を発達させることで対抗しようとする動きが起こる。その動きの中には、特に重要な役割を果たしたのが、商業博物館や輸出見本陳列所といった施設であった⁽¹¹⁾。ムレイは「通商博物館ハ其ノ組織ノ殊様異体ヲ問ハズ到底我英國ニ対抗スル大陸工業競争ノ一進歩ト認メザルヲ得ズ」と述べ、その効果を評価している⁽¹²⁾。商業博物館や輸出見本陳列所が発達したのは、貿易先進国であったイギリスではなく、自由貿易時代を生き抜く必要に迫られた欧州の国々においてであった。その具体的な事例として、ブリュッセル、フランクフルト、ライプチヒ、シュトゥットガルト、ミラノの陳列施設、さらにアントウェルペン（アンヴェルス）、フランクフルト、チューリッヒ、ウィーンの学校施設が報告中で触れられている。中でも、「他ニ比類ナキ最モ完全ナル者」としてブリュッセルの商業博物館（1881年設立）が、「輸出見本陳列所中第一等トスルヲ得ザルモ最良ノモノ」としてシュトゥットガルトの輸出商品陳列所（1882年設立）が高く評価された⁽¹³⁾。

これら欧州各国に設置された商業博物館（あるいは通商博物館）と輸出見本陳列所（あるいは輸出商品陳列所）は、輸出貿易を発達させるという目的を持つ点においては共通しているが、その具体的な様相は明確に異なるものであった。ムレイは報告の冒頭で次のように記している。

扱テ、通商博物館ト輸出見本陳列所トハ其間大ニ趣ヲ異ニシ、且ツ其ノ設立者モ亦其ノ趣ノ異ランヲ望ムトノコトハ、本報告ノ初ニ当テ之ヲ説明シ置クコト必要ナルベシ。蓋シ通商博物館ハ重ニ歴史的・技術的ノ為メニ之ヲ設ケ（ブッラッセルス通商博物館ハ商法的ヲモ包括スレドモ）、輸出品陳列所ハ全ク博物館ト異ナリテ專ラ商業取組ノ為メニ計画シタル者ナリ。夫レ通商博物館ハ概ネ政府ノ補助ヲ得ルカ、若クハ政府自ラ第一著ニ之ヲ創設シテ而シテ後始メテ興起セシナリ。（「フランクフルト」「ライプチツグ」ノ如キハ之ニ則ラズト雖ドモ。）然ルニ見本陳列所ハ必ず民間ノ計画ニ出ジ。⁽¹⁴⁾

通商博物館（商業博物館）は歴史的・技術的な側面が強く政府の影響下にあり、輸出見本陳列所は商業的な側面を強く民間の当事者らによって設置されるものであるという認識をムレイは示す。対比の後半部分、つまり設置者の違いによって区別する態度は、同時期にベルギーを視察していた農商務大臣一行の報告にも見受けられる⁽¹⁵⁾。しかしながら、民間の設立であっても商業博物館として認識されたものも存在し、それだけによる区別は必ずしも意味をなさない。

ここで、対比の前半部分、つまり両者の性格の違いを検証するためにムレイが評価した二つの施設に注目したい。「ムレイ報告」自体には詳細な情報は含まれていないが、外務省が当時収集した資料の中にそれぞれの報告が含まれているため、ここではそれを参照する⁽¹⁶⁾。まずブリュッセルの商業博物館だが、その報告中で同館の目的は次のように記されている。

概館ノ目的タル外国ニテ製造シタルモノヲ又他国ニ輸出シ其市場ノ需要ニ供スル物品ノ品位ト代価ヲ示シ、見本ニヨリテ白耳義人之ヲスルヲ得セシメ、其初メニ製造シタル國ト局外ノ地ニテ競争スルノ方便ヲ内国人ニ与フルノ目的ナレバナリ。⁽¹⁷⁾

つまり、自国への輸入品あるいは輸出市場における他国製品に対抗し得る製品を生産し、販売できるよう、その過程で参考に供することがその目的であったといえるだろう。陳列品には産地や製造法などの詳細なデータがそれぞれに記され、類品ごと、あるいは地域ごとに配置された⁽¹⁸⁾。これは、競争相手となる他地域の製品を比較検討しやすいように、あるいは輸出先の風俗や流行を汲取りやすいようにという配慮からくるものである。

ムレイが「拙者ガ今通商博物館創設ノ意見ヲ報道スル所以ノモノハ、方今ノ英國商業ヲ直接ニ拡張スルノ手段ニ非ズシテ、商業家・工業家・支配人及び職工社会（就中職工社会）ノ為メニ其ノ職業技術ヲ教育スルノ手段トシ、愈々益々将来之我商業ヲ拡張スルノ間接方法トスルニ在リ」⁽¹⁹⁾と述べるように、商業博物館に教育的機能を見出したのもこの意味においてであろう⁽²⁰⁾。そして、商業博物館を「歴史的・技術的」としたのは、蒐集する歴史的資料が保存のためだけではなく、自国の商工業者に新たな意匠・図案を考案する参考資料としても位置付けられ、商工業に関する情報を提供していたことによると考えられる⁽²¹⁾。こうした目的のために、同館には図書室や情報局などの充実した設備が整えられ、荷造法の指導まで行われていた⁽²²⁾。

一方、シュトゥットガルトの輸出見本陳列所は次のように報告される。

輸出見本展列所ナルモノハ、我貿易商ニ於テ輸出ノ見込アル製造品ノ見本雑形或ハ同式品ヲ蒐集シ、之口区分ケヲナシテ一室ニ陳列シ置キ、之レヲ外国ノ購買者ニ縦覧セシメ以テ外商ニ貨物ヲ売込ムコトヲ計画スル精神ナリ。⁽²³⁾

ブリュッセルのそれとは異なり、自国産の輸出向け製品を広く販売するために便宜を図ることがその目的であった。それは、いわば国外に向けてのショールームであり⁽²⁴⁾、先のムレイの言葉を借りれば、商業を拡張する直接的な方法であったといえるかもしれない。

こうして、当時の欧米における商業博物館と輸出見本陳列所を比較したとき、そこには歴史的・技術的な意図で陳列する教育的なものと商品の広告を意図して陳列する商業的なもの、利用者として国内の商工業者を想定するものと国外の商工業者を想定するもの、貿易奨励に対して間接的に働きかけるものと直接的に働きかけるもの、といった振幅が認められる。この振幅は相反するだけではなく、そもそもブリュッセルの商業博物館が実際の商取引に関わる側面を持ったように、双方の性格を持ち合わせるものも当然ながら存在し、全ての施設がこの二項対立的にはっきりと分割されるわけではない。19世紀末の欧州において発達した貿易促進を最終目的とする陳列施設は、その最終目的を実現する為に掲げた目標や手段は一様ではなく、とりわけ商業博物館と輸出見本陳列所との間には相違があったことを認識しておかねばならない。

さて、こうした欧州各国の状況下にあってロンドン商業会議所が目指したのはブリュッセルのような商業博物館であった。ムレイは目標とする商業博物館について次のように記している。

博物館ナル語ハ其ノ陳列ノ物品ノ多少何時マデモ変更セザル者ノ様ニ思ハルレバ或ハ誤解ヲ

生ズルコトモアラン。復タ博覧会ト云フ語ハ最新ノ物質ヲ蒐集スルノ意味アレバ、通商博物館ノ趣意ニハ却テ適當ノ意ヲ通ズルベキ歟。如此キ陳列館ニシテ完全ヲ極メタルモノハ即チ歴史上物件・現在ノ物件共ニ之ヲ集メタルモノナリ。⁽²⁵⁾

古器旧物をいつまでも陳列するのではなく、博覧会のように最新のものだけを蒐集するでもない、新旧の製品を蒐集し陳列することを最良とした。もちろん、これらは共に商工業者の生きた教材として参考に資するためである。

さらに、ムレイは商業博物館を機能させるために、ロンドンの中央館と地方都市の支館による商業博物館の連携システムも提案し、中央館はサウス・ケンジントン博物館、大英博物館、ナショナル・ギャラリーといったイギリスを代表する博物館に並ぶものとして構想している⁽²⁶⁾。

以上、「ムレイ報告」を参照しながら、明治中頃・1880年代の世界的状況を概観してきた。欧洲の主要な交易都市において、世界経済を牽引するイギリスに対抗するための施設として商業博物館・輸出見本陳列所が誕生し、効果をあげた。それを迎え撃つべくイギリスも同様の施設の設置を図ったが、イギリスの当局者が目指したのはショールームとしての輸出見本陳列所ではなく、教育的侧面を持つ商業博物館であった。当地の製產品や海外の流行品が一堂に会して陳列され、貿易に関する情報拠点にもなるこれらの施設は、19世紀末の世界貿易界において、必要とされる施設となっていた。

(2) 通商博物館設置計画以前の関係各省の動向

本節の最後に、この頃の日本はどのような状況にあったのかを確認しておく。関係当局は1880年代半ばごろからこの種の施設についての情報を集め、その必要性を説いていた。外務省はこの頃すでに各国に領事を派遣・委任しており、彼らに訓令を出して貿易に関する最新の情報を調査していた⁽²⁷⁾。その調査事項の中に、外務省通商博物館設置計画に関わる情報が含まれていても不思議ではないし、実際に計画の立案に使用したと思われる海外の類似施設の規則書の翻訳などが外務省外交史料館に残されている。

殖産興業に関わる行政を担当するために1881〔明治14〕年に誕生した農商務省は、その内部に博覧会事務局を抱え、海外の博覧会事情に精通していた。1884〔明治17〕年に省内でまとめた『興業意見』では、農産品や機械などの陳列施設の設置示している⁽²⁸⁾。それ以後も『工務局月報』や官報告示を通じて海外の陳列施設に関する最新情報を広報し⁽²⁹⁾、農工商業に関する陳列施設を実現する機会を窺っていた。農商務省は博覧会・共進会を通して地方の商工業を指導する立場であり、実業界と最も近い省であったともいえる。

文部省は、農商務省が所管する東京商業学校に対抗して、1884〔明治17〕年に東京外国語学校の附属校として高等商業学校を設立する⁽³⁰⁾。その翌年、ベルギーのアンヴェルス高等商業学校を卒業したジュリアン・ファン・スタッペン (J. J. M. van Stappen) が着任し、彼によって校内に商品博物館（商業博物館）の設置が図られていた⁽³¹⁾。スタッペンは、母校の商業博物館をモデルとして、その実現に向けて奮闘したという。なお、文部省の再三の上申の結果、1885〔明治18〕の太政官布達により農学校を除く全ての実業学校が文部省の管轄となり、間もなく農商務省がか

つて所管した東京商業学校と東京外國語学校及び附属高等商業学校の3校が統合され、東京大学理学部の跡地に新たな東京商業学校が誕生する。スタッペンの商品博物館（商業博物館）も同校に引継がれ、彼の帰国後は1886〔明治19〕年に着任したアルテュール・マリシャル（Arthur Marichal）が事業を引き継いだ⁽³²⁾。なお、この商業博物館は前年まで東京大学理学部博物場（以後、旧博物場）として利用されていた建物内に設けられていた⁽³³⁾。

以上のように、この頃、実業教育界そのものが基礎を形成しつつある時代であり、各省間が凌ぎを削っていた。外務・農商務・文部各省において、商工業振興・貿易促進を目的とした陳列施設の構想があったことも注目すべき点だろう。各省がそれぞれの管轄において農商工業の発展を目論み、最善の方法を模索していたのである。

3. 通商博物館設置計画の推移

外務・農商務・文部各省がそれぞれに商工業振興・貿易促進を目的とした陳列施設の構想を練っていたが、外務省の呼びかけによってこれらがひとつの計画としてまとまることで実現へと動き出した。これが、通商博物館設置計画である。外務省の呼びかけに始まるこの計画は、糸余曲折を経て民間の実業団体に事業が引継がれ、外務・農商務・文部の3省がそれを補助する形で実現を目指すこととなる。ここでは、民間の実業団体が関与する前後で時期を区分してそれ政内調整期・民間補助期とし、各省の動向に注目しながら経緯を概観する。なお、先行研究ではこの計画中に設立の伺いが出された大阪府の事業を含めて取り上げているが、大阪の事業は一連の計画と無関係ではないものの本筋とは趣意を異にすると判断するため、本稿では大阪の事業は扱わない。

（1）政府内調整期：1886〔明治19〕年11月～1887〔明治20〕年3月

1886〔明治19〕年11月6日、外務省は通商博物館の設置に関する照会の文書を農商務省・文部省へ送付した。これが政府の3省が関与した通商博物館設置計画のはじまりである。「ムレイ報告」がロンドンの商法會議所に提出されたというのが同年の9月であるから、日本で通商博物館設置計画は世界の潮流からそれほどの後れをとることなく展開したといえる。外務省が通商博物館設置計画を立案するに至った経緯とその計画の内容を、送付された文書の草稿にみてみたい。以下、長文になるがその本文全体を引用する。

外国ニ於ケル農工商品之市価需用供給ノ程度及取引上ノ需要ヲ詳カニスルハ通商上最緊要ニ付、外国ニ駐在スル公使領事ヘ時々訓令ヲ付与シ凡ク我邦ノ貿易ニ関係スル事項ハ特ニ報告為致候処、右報告類ノミニテハ僅カニ其商況ノ如何ヲ觀察スヲ得ベキモ、其品質ノ如何及品種數ノ種別トニ隨ヒテ、市価ハ勿論其取引ノ慣習ヲ異スル等ノ事実ニ於テハ往々詳明ナラザルガ為メニ、前述ノ報告モ記事論説ニ止マリト同地之者ニ取リテハ実施ノ効用ヲ得ルニ乏シク、隔靴ノ感ナキ能ワザルコト存ジ、因テ右通商上ノ報告ヲ完全ナラシメ、之ヲシテ一層有益有功ノモノタラシメンコトハ、現今内外貿易ヲ獎勵スルニ喫緊ノコトト思考致候ニ就キ、外国ニ派遣ノ領事ヲシテ其駐劄ノ各国ニ就キ凡ク我邦貿易ニ参考トナルベキ商品見本ヲ蒐集

セシメ、毎品每種ニ詳明ナル説明ヲ付シテ之ヲ本邦ニ送致セシメ、本邦ニ於テハ府下至便ノ地ヲ撰ビ一ノ通商博物館ヲ設置シ、外国ヨリ送致セシ見本及ビ説明ハ總而之ヲ該館ニ陳列シ公衆ノ參觀ニ供シ、又公衆ニ於テ該品及ビ外国ノ商況等ニ關シ質疑ヲ要スル事項ハ當省ヲ經由シテ各領事ニ請願スルコトヲ得セシメバ、農工商業社會ニ一層ノ便益ヲ付与シ内外貿易ヲ獎励スルノ要具ト相成可候。尤右商品見本等ハ其種類夥多有之候ニ付、一時ニ之ヲ購究スルコトニハ難至候間、來年度ヨリ漸次購求ノ積ヲ以而。夫々領事ニ訓令ニ及候。且又右同種ノ設置ハ歐洲各国ノ内ニハ完全ナルモノ有之候間、可成右ニ倣ヒ候方可然存候。在外領事官へ取調ノ儀ヲ相違置候。右ハ重モニ外国貿易品ノ見本ニ關シ候得共、右設置ノ上ハ從来内国品ニシテ外国ニ輸出スペキモノ及ビ将来輸出ノ見込アル物品ヲモ陳列致候ハバ一層裨益可有シ。又商業学校ニ於テモ生徒ヲ演習セシメラレ候ニハ右等ノ設置有之候得バ、頗ル参考ニ相成可申候。就テハ本館設置ノ舉ニ関シ一両度御協議ニ及度儀ニ有之候ニ付、貴省ニ於テハ通商局長ニ□□□□貴省ニ於テ御同見ニ之有候得バ右協議ニ被応候様口心此段及御照会候也。⁽³⁴⁾

外務省は以前から日本の対外貿易に関連する国外の製品などについて現地に派遣した領事らによる報告を通して情報収集してきたが、文字による報告のみでは実際の状況を把握するには充分ではなかったといい、この状況を開拓するために、外国製品や商況に関する参考資料を蒐集・陳列する通商博物館を東京府内に設置しようというのである。また、駐日外国領事からの勧告もその動機のひとつとなったようである⁽³⁵⁾。この計画の具体的な内容の基となったのは、ブリュッセルの商業博物館であった⁽³⁶⁾。国外の商業博物館が基本的には外国貿易に関する製品を主に扱うのに対して（ブリュッセルの商業博物館では輸出入品の両方を扱っている）、ここでは輸出品や将来輸出品となるであろう製品も扱うとし、さらには、商業学校の演習の場としての利用をも視野に入れていた。このような書添えは計画を実現するために農商務省・文部省を意識して記されたと考えられるが、当時の欧州における様々な類似施設の特徴を包括しようとする側面があったともいえるだろう。陳列する資料については、來年度（1887 年度）から漸次蒐集するとした。

外務省は関係各省に協力を打診したものの、その照会中において、計画を政府の運営するものとして実現したいという意思を表明していないことに注目したい。それどころか、添付した『通商博物館略則案』には「本館ハ其位置ヲ東京工商協會中ニ設置シ、其家屋陳列品及図書ノ保管ハ之ヲ同協會ニ委託スト雖ドモ、其陳列品及図書ヲ取捨出入シ或ハ報告ヲ編成スル等ノコトハ專ラ帝国外務省通商局ノ管理スル所トスル」と記しており、業界団体を設立した上でそれに運営を任せて外務省通商局がそれを管理するという構想を立てていた⁽³⁷⁾。この点は政府が直接運営したブリュッセルの商業博物館と異なっている。この照会の後、ブリュッセルの商業博物館の実態を調査させるため、外務省は在リヨン領事大越成徳に訓令を出している⁽³⁸⁾。

かくして、外務省から通商博物館設置に関して照会を受けた農商務省・文部省であったが、先に反応を示したのは文部省であった。文部省は照会を受けた 1 ヶ月後、12 月 6 日付で外務省に次のように返信している。

去月六日附通商博物館設置ニ關スル御照会之旨了悉、實ニ此舉ハ高説ノ如ク外国貿易ヲ獎励

進歩セシムルノ好方便ニシテ且商業学校ニハ緊着離ル可ラザルノ機関ニ有之。既ニ当省ニ於テモ從来一二外国品ノ見本ヲ蒐集シテ東京商業学校所属商品博物場内ニ展列シ漸々整備ヲ図リ居候處、元來此挙ハ口ニ不尠経費ヲ要スルノミナラズ最之ニ関スル智識経験ヲ要シ候ニ付先以テ歐州中高等商業学校卒業生ノ優等ナル者ヲ招聘シ東京商業学校教授ノ旁右設置ノ事夫々計画可為致心組ニ有之。既ニ此程白耳英國アンヴェル高等商業学校卒業生一名採用致候折柄御省ノ照会ニ接シ實ニ当省ノ企図ヲ拡張スルノ好機ニ際会致候事ト満足之至ニ候。就テハ右博物館設置ノ義貴省ト御協議可致ハ勿論其管理方及経費支出之義モ彼我分担可致候。尤此挙ハ農商務省ニ關係少カラズ候等同省ニ於テモ多分賛成ノ事ト存候間、一応同省ヘモ協議及置候ニ付其意向ニヨリテハ三省一致協力シテ可成完全ノ通商博物館ヲ設立シ之ヲ三省ノ共同管理ニ属セシメ度存候。將又右館設置ノ地ハ他日府下便宜ノ地ヲトシ建設可致ハ勿論ニ候得共、設立一日ヲ早クスレバ其効ヲ収ムル亦一日ヲ速ニスル次第ニ付、幸東京商業学校所属商品博物場ハ素ヨリ完全適良トハ申難ク候得共、其地一ツ橋通町同校構内ニアリテ火災等ノ患モ最モ少キ場所ヲ占メ居候ニ付、差当リ仮ニ通商博物館ニ充用シ、漸次商品見本ノ蒐集調理方ヨリ同館建設ノ事等ニ着手致候ハバ、彼此好都合ト被存候。貴省ノ御意見及当省ニ於テハ何時ニテモ充用不苦候。仍テ当省ニテハ參事官ノ内一人及東京商業學校長ヲ以テ右ニ関スル御協議ニ応ズベク候間、此旨御諒知相成度。右御回答旁及御照会候也。⁽³⁹⁾

その冒頭にあるように文部省は外務省の提案を高く評価し、積極的に協力する意思を示した。それは、通商博物館設置計画が商業学校にも深く関係する問題であり、文部省の所管する東京商業学校において整備を進めてきた「商品博物場」を拡張する好機と捉えたからでもあった。この「商品博物場」とは前節で示した商業博物館で、この頃の施設要項において「標品陳列所」と記されたものと考えられる⁽⁴⁰⁾。文中にある「アンヴェル高等商業学校卒業生」はマリシャルのことであろう。計画実現を早期に実現できるとして、標品陳列所の建物を通商博物館設置のために一時的に提供すると申し出ている。この頃、標品陳列所はかつての東京大学理学部博物場の建物の一室のみを利用しておらず、標品陳列所の拡大は理念的な範囲に収まらず、学校付属施設の物理的な意味での拡張をも目論んでいたのかもしれない。それは文部省代表として協議に派遣した人物として、文參事官に並んで東京商業學校長（この時の校長は矢野次郎）が挙げられたことにも窺える。準備を外務省の構想に大筋で賛成していた文部省であったが、ただ一点、外務省が運営を管理しようとした略則案に対して政府3省による共同管理を提案した点において異論を唱えている。これにも、単に外務省に協力するだけではなく、自省のこれまで活動を拡張するべく発言権を強めようとする意思が見え隠れするのである。

通商博物館の実現に向けて、文部省の積極的な参加は建物の提供だけではなく、陳列品の蒐集にまで及んだ。文部省は、東京商業学校の商議員⁽⁴¹⁾のひとりであった益田孝（三井物産社長）が間もなく欧米各国を訪問する予定があると知ると、益田に通商博物館に陳列する商品類の蒐集を依頼したいから在外領事に便宜を図ってほしいという旨を外務省に通達している⁽⁴²⁾。外務省もこれを了承し、文部省は益田に商品類の蒐集を依頼している。

文部省の積極的な反応を、外務省も基本的には快く受け取った。ただ、政府の3省によって運営したいとした文部省の申し出に対し、「多党政治ハ不可 青木」という加筆が史料上に残されている⁽⁴³⁾。この青木とは、当時外務省総務局長であった青木周蔵ではないかと思われる。主導権を握りたいという意思の表れか、あるいは政府による運営を避けたかったのか、その理由は判然としないが、外務省は3省が共同で直接運営することは避けようとしたことが窺える。

文部省が斯様に迅速な対応を見せる一方で、農商務省はなかなか反応を示さなかった。文部省が益田に商品類の蒐集を依頼した頃、返信を待ちきれなくなった外務省は、1887〔明治19〕年12月24日付で催促の文書を送信している⁽⁴⁴⁾。その文面中で文部省の動向も伝えられた。これを受けた農商務省は翌1月19日付で次のように返信した。

通商博物館設置之義ニ付送第九四〇七号ヲ以御照会之概了承。右博物館設置之義ハ内外ノ貿易ヲ拡張シ農工商業ヲ振起セシムルニ最モ必要ノ事ニシテ当省事務上緊切ノ件ニ之有。当省商務局ノ事務大蔵省ノ管理ニ属セシ当時内外貿易品ノ見本ヲ蒐集シ今ヤ無慮萬ヲ以テ算スルニ至レリ。猶自今其品種ヲ蒐集シ整備ヲ図リ当省ニ於テ陳列所ヲ可致設計画ニシテ就中工業奨励ノタメ已ニ勧工列品所設置ノ見込モ相立候次第ニ有之。然ルニ今回貴省御目論見ノ次第御照会ニ付乃チ商務工務両局長及ビ報告課長ヲシテ該事務担当御協議可為致候条、右様御諒知相成度、此段及御回答候也。⁽⁴⁵⁾

農商務省はその冒頭で農工商業の振興と貿易の拡張のために通商博物館の必要を認め、農商務省においてもその設置は早急な問題であると伝えた。続けて自省が取り組んでいる関連事業について述べるが、外務省の呼びかけに対する具体的な対応は示さない。農商務省商務局は、その組織が大蔵省時代から内外貿易に資する参考品の蒐集を続けており、膨大な数の資料を所有していた。その資料を整理し、参考品の陳列施設を計画中であり、特に工業奨励を目的とした勧工列品所を設置する見通しが立ったところであったという。勧工列品所とは、農商務省が『興業意見』において「工芸ノ改良ヲ助ケル方法」として設置を説いた、機械類の陳列施設である。農商務省の反応が遅れたのは、数年がかりで進めてきた省内の既存計画との調整が難航していたからかもしれない。商務局長（高橋新吉）・工務局長（富田冬三）・報告課長（最上五郎）らの間で外務省の照会について協議するという旨を伝え、その態度を保留している⁽⁴⁶⁾。

外務省の提案に対し、文部省・農商務省はそれぞれに進めていた自省の事業と照らし合わせて反応を示した。文部省は所轄する学校の付属施設に結びつけてその拡大を図ろうと素早く具体的な提案を行ったが、対照的に農商務省は慎重な態度をとった。その行動に違いはあったが、両省ともに外務省の提案に対して賛同した点では共通している。しかしながら、計画実現に関しては3省間で同意をしたもの、それぞれの意図が微妙に異なるために「その所管や監督などに就て容易に議論が一致しない」結果となり⁽⁴⁷⁾、具体的な結論が出るには至らなかった。

（2）民間補助期：1887〔明治20〕年4月～1888〔明治21〕年10月

外務・農商務・文部の3省が直接関与する形で進められた通商博物館設置計画は、外務省が懸念していた多頭政治の弊害か、順調に事は運ばなかつた。この状況を開いたのは、外務省を中心

心としながら3省が共同して計画を主導するという体制から、計画をその最大の受益者となる実業者らの事業として進めさせ、それを政府が指導・補助する体制への転換であった。

この時期の経緯を追う前に、設置を目指す施設の呼称について触れておきたい。政府内調整期においては、便宜的に通商博物館という名称が使用されていたが、この頃より商品見本陳列所ないしは商品陳列所という呼称が主に用いられるようになる。その理由は明確にし得ないが、ここでは以下に示すような関係者の博物館に対する認識と、模範とした運営組織の違いによる影響を指摘しておきたい。一連の計画の経緯を報じた新聞に、次のような一節がある。

今日我国に於ては官府自ら博物館を設け歴史的美術的の物品を蒐集陳列して一般公衆の観覽に供することあるも未だ商品見本陳列所を設け、内外各種の原質物、半製若くは製造品の市価、割引、手数料、各品の負担すべき各国關稅の割合、各市場に至る汽車汽船の運賃、各市場に輸送する時に要する荷造風袋等の模様及び其の方法、見本品の品質と試験すべき工場等の装置を備え商工業者の便利を謀るの用意は毫もあることなし。⁽⁴⁸⁾

ここに示された商品見本陳列所の内容は、欧州の事例と比べたとき、輸出見本陳列所というよりは商業博物館の内容に近い。それでも商品見本陳列所という語を用いたのは、この記事に見られるように博物館という語に対して歴史的・美術的物品の蒐集陳列施設という認識があったことがその一因となっているのではないかと推測する。前節で触れたムレイの見解、具体的には商業博物館は歴史的・技術的目的を持ち、輸出見本陳列所は商業的目的を持つとする見解も影響力を持った。上記記事が掲載された中外物価新報（創業者は益田孝）には数日後から「ムレイ報告」が分割掲載されており、記者はムレイの見解を参照していた可能性が高い。この部分が文脈から切り離されて強調されることで、先の認識が助長された可能性は否定できないだろう。こうした認識から製品を蒐集陳列する施設（欧州の商業博物館と輸出見本陳列所など）を博物館と区別して商品見本陳列所と呼んだのではなかろうか。輸出見本ではなく商品見本としたのは、扱う対象が輸出品に限らなかったことによるのであろう。こうした呼称の変化は、「ムレイ報告」では商業博物館・通商博物館と翻訳されたブリュッセルのそれも、この頃の報道では商品見本陳列所として紹介されるものが少なからず確認できることにも表れている⁽⁴⁹⁾。また、「ムレイ報告」では、商業博物館は官設で輸出見本陳列所は民設であるとしており、通商博物館計画が民の手に移ったことも呼称の変化の一因として考えられるだろう。こうした呼称の変化には西洋の言語を翻訳したことによるずれも無視できないが、いずれにせよ、通商博物館計画が実業団体の事業となるこの頃から、欧州において組織としても呼称としても明確に区別されていた商業博物館と輸出見本陳列所が、日本においては商品見本陳列所などの語を介して商品陳列所として同化していくのである。そして、実業団体との関わりが深くなっていくにつれて、より実業的な施設が求められるようになり、施設の内容としても輸出見本陳列所のそれが求められるようになる⁽⁵⁰⁾。

ところで、民間が通商博物館計画に関与するきっかけとなったのは、文部省から商品見本の蒐集を委嘱された益田孝の存在である。益田の欧州出発を前に⁽⁵¹⁾、外務・農商務・文部の3省は益田と澁澤栄一を招いて会談する機会を設け、通商博物館計画の今後について議論が交わした。当

時を振り返った新聞記事には、この時の状況が次のように記されている。

今春益田孝氏洋行の挙ありしかば、此際右三省（外務省・農商務省・文部省-引用者註）当局の方々には氏が送別の宴を兼ね澁澤榮一氏をも其席へ招き談偶々此事（商品見本陳列所設置の問題-引用者註）に及びたれば、澁澤・益田の両氏にも最も其挙を賛成し且つ其目的を達するには単に官立に為すよりも寧ろ官民相共同して挙行するの優れるに若かずとの意見を以てしたるの時に起これり。⁽⁵²⁾

この会談後、外務省は益田・澁澤に大倉喜八郎を加えた3名を改めて招聘し、計画の今後について協議した。その席上で、外務省は「政府も此企には応分の保護を与るべきに付、各々方に於ても我が商工業の為め特に此の計画を実行するに勉められたし」という趣意を彼らに伝えたという⁽⁵³⁾。こうして、官で進めてきた通商博物館設立計画が非公式ながらも益田・澁澤・大倉という実業界の実力者らに託されたのである。それに伴い、設置を目指す施設の呼称が、新聞報道においても商品陳列所（商品見本陳列所）が主に用いられるようになる。こうした状況に合わせて、以後、本稿においても設立を目指す施設の呼称として商品陳列所を使用する。

益田が欧州へ発った後、実業界において計画実行の推進力となったのは澁澤であった。1887[明治20]年7月21日、澁澤は貿易協会の幹事会において商品陳列所を創立する必要を説く⁽⁵⁴⁾。欧洲の先進事例の紹介を交えた澁澤の提案に対して出席した幹事らは皆賛同の意を表し、貿易協会だけではなく東京商工会や府下の商業者にまで広く賛成を請い、創立委員を選出して事務を進めることができた。後に書かれた記事には、当初は単独で計画を担当する予定であったと報じるものがそれぞれの団体について認められるが、実際にどちらが先かは判然としない。いずれにせよ、貿易協会で提案を行った澁澤が東京商工会会頭であったように両会には人的に共通する部分があり、実質的にこの計画に関しては一体のものであったといえ、澁澤を中心とした実業界の有力者らによって進められたことは確かである。以後、貿易協会・東京商工会いずれかの場に両会からの出席者を得た上で、商品陳列所設置に関する議論がなされていく⁽⁵⁵⁾。

官主導期の「通商博物館」から「商品（見本）陳列所」に看板を掛け替えて計画の実現を目指した東京商工会・貿易協会であったが、計画自体は依然として官の影響下にあった。それは、澁澤の提案から2ヶ月後、商品陳列所設立に関するはじめての集会の様子からも窺い知ることができる。

当日は別に商品見本陳列所設立草案というが如きものありて之を議したりといふではなく、唯其筋より参考の為にして下付されたる報告書様のものを朗読し、互の参考に供したる迄なりと云へり。尤も同陳列所設立に関する大体の趣意組織等は厚意を以て其筋に於て起草し、同陳列所の発起人へ示されるるの都合なれば、其上にて再び集会を開き諸事を決定する筈なり。⁽⁵⁶⁾

「其筋」とは、これまで通商博物館設置計画を進めてきた3省と考えてよいだろう。つまり、今後の動向を占う最初の集会は、東京商工会・貿易協会が独自の案を構想し議論する場ではなく、これまで政府3省が集めてきた情報を把握する場であったといえるだろう。

政府3省から資料と組織計画案の提供を受け、東京商工会・貿易協会は「商品陳列所創設ノ義ニ付願書案」「右ニ付会員募集書案」「創業費予算書案」「収支予算書案」に付録として「商品陳列所ニ充ツベキ建物及地所ノ絵図」を添付した『商品陳列所創立手続書』と規則案を作成し、政府へ提出する⁽⁵⁷⁾。1887年11月16日付けの新聞が、「商品陳列所の創立願書、規約、事務章程等草案は已に出来したるを以て此の程其筋に内覽に供したる処」とその経過を報じている⁽⁵⁸⁾。東京商工会・貿易協会は発起人として商品陳列所創設について3省の補助を出願し、経営方針や規定にかんしても3省の認可を得た上で実行したい旨申し出た。発起人らが補助を求めた内容をまとめると次のようになる⁽⁵⁹⁾（〔 〕内は補助を求めた省の頭文字を示す）。

- (1) 商品陳列所として使用するため文部省附属地（板橋区木挽町10丁目・高等商業学校附属徒弟講習所）の建物を当分の間無税にて借用したい [文]
- (2) 創業費（建物修繕費・商品見本購入費など）として補助金をもらいたい [外・農・文]
- (3) 所有する商品見本、及び今後蒐集する商品見本を下付してほしい [外・農・文]
- (4) 蒸集した見本品の説明書を編纂するために商業学校の教官らの協力を得たい [文]
- (5) 商品見本の蒐集に際して海外領事の協力を得たい [外]
- (6) 商品見本について学術的研究を必要とする場合、調査に協力してほしい [農・文]
- (7) 国内外の商況・慣習・規則などに関する報告書を下付してほしい [外・農]

創立費などの大半は、シュトゥットガルト輸出見本陳列所のように⁽⁶⁰⁾、一般の商工業者から設立賛同者を会員として募集し、彼らから徴収する入会金と会費を経費に充てる計画であったが、以上のように、運営は政府3省の補助に大きく依存したものであったことがわかる。そして、その内容は内外貿易の実際の現場において必要な様々な情報を提供する極めて実践的なもので、商工業者の利便を第一に考慮したものであったといえる。それは、商品陳列所の位置選定についてもいえる。発起人は、かつて文部省がその設立場所として提供しようとしていた一つ橋の東京商業学校内の建物ではなく、木挽町の徒弟講習所の地をその設置場所として選び、借用を申し出している。徒弟講習所の地は新橋や銀座といった商業中心地に近接した場所であり、構内には東京商工会の事務所があった。発起人は、実業社会の中心地ともいえる場所に商品陳列所を設置しようとしたのであった。

このような東京商工会・貿易協会からの申し出に対し、不満の意を示したのは文部省であった。文部省は発起人の出願に対する見解として、「商品陳列所創立手続書ニ対スル考案」と題した文書を1887年12月12日付で外務省に寄せ、発起人とは異なる自省の意図を伝えた⁽⁶¹⁾。

蓋シ商品陳列所創設ノ方今我邦商業上ニ最モ必要ノ舉タルヤ言ヲ俟タズ。而シテ今當省ニ於テモ亦力メテ之ヲ慤憲シ其成立ヲ望ム所以ノモノハ主トシテ教育上ノ旨趣ニ出テ、即チ完好ノ商品陳列所ヲ設備シ以テ商工業者ノ利便ヲ図リ兼テ商業学校教授上ニ補益シ一挙両得ヲ期スルニ在リ。然ルニ發起人ノ所願タル殆ント自便ニ偏シテ両便考案ニ乏シキガ如シ。⁽⁶²⁾

商品陳列所設立の必要は言う迄もないが、文部省がこの設立に努めているのはそこに教育上の意味を見出すからであり、商工業者の利便を図ると同時に商業学校における教育に利益をもたら

すことを目指しているという見解を示し、その観点から見て、発起人らの出願は彼ら商工業者の利益のみを考慮したものであると批判したのである。

文部省が特に反対の意を示したのは、その設置場所であった。文部省は、借用の申し入れがあった徒弟講習所の地は同校の運営上必要な場所であるため貸付できないというだけではなく、たとえ木挽町周辺に相当の地所を確保したとしても、一つ橋の高等商業学校（同年10月5日に東京商業学校から改称）から距離が離れすぎているという理由で木挽町への移転を反対したのである。前半部分は当然の言い分であるが、後半部に関してはにわかに納得し難い。その理由は、先の引用に続く次の節によって明らかとなる。

且縦令貸付シ得ルトスルモ又同地方ニ於テ相応ノ地ヲ得テ充全ノ陳列所トナスクトアルモスル隔絶ノ地ニ該所ヲ設置センカ陳列所ニ便ナルモ該学校ニ便ナラス。強テ該校ヲシテ之ニ利用セシメントセハ其商品科ノ教授ニ際シ往復ノ煩労時間ノ徒費等種々ノ不便ヲ免レス。又該校所有ノ商品ハ固ヨリ此隅遠ノ陳列所ニ貸付スルコト能ハス。設シ之ヲ貸付セシカ之ト同時ニ該校ニ於テモ亦陳列ノ設備ヲナサザルベカラズ。斯ノ如クナレバ当省ノ予期スル一挙両得モ遂ニ其一得ナキノミナラズ却テ一失ニ帰セントスルナリ。⁽⁶³⁾

木挽町に陳列所を設置すると商業学校との往復に時間がかかり過ぎるため同校の授業に利用するのに甚だ不便だというのである。さらには、木挽町に陳列所を設置すると距離が離れすぎているために資料の貸渡しが不可能であり、もし貸渡したとすれば、同校内に別の陳列施設を設けざるを得なく、「一挙両得」を期待した当初計画の意味がなくなるとした。こうした理由から、文部省が対案として改めて提出したのは、かつて外務省に申し出た内容と変わらず、一つ橋の商業学校内の商品陳列所（旧博物場）の建物を提供するというものだった。一つ橋の地は商工業者にとっては不便な場所ではあったが、商品陳列所を訪れて利益を上げようとする意志のある商工業者であれば熱心に一つ橋の地まで通うだろうから、彼らにとって場所の遠近や便利は大きな問題ではないとして、文部省は意に介さなかった⁽⁶⁴⁾。その他の補助申し出に対しては金銭の補助に関するもの以外は承諾するものの、商業学校内への設置を前提とするものであった。

1888〔明治21〕年1月18日、発起人の所属する東京商工会・貿易協会は商品陳列所設立に関する会議を開き、木挽町の徒弟講習所ではなく一つ橋の東京高等商業学校の旧博物場であれば貸付けるとした文部省の見解が取り上げられる⁽⁶⁵⁾。出席者が少なかったため、具体的な議論は保留されたようだが、「文部省が商品博物館を貸さるるは同省の附属と見ての事か。又たは民立の者と認めての上か」ということを文部省に問うことを決めた。文部省による「商品陳列所創立手続書ニ対スル考案」の内容がどれほど伝わっていたのかは不明だが、その内容を見れば発起人たちがかような疑問を抱いたとしても不思議ではない。文部省は商工業者と商業学校の双方にとって利益のある「一挙両得」な商品陳列所のあり方を説いたが、先に示した見解からわかるように、文部省のいう「一挙両得」は学校教育に偏重したものであった。文部省はあくまで東京商業学校附属の商品陳列所の拡張に計画を結びつけ、学校教育のための商品陳列所を目指していたといえるだろう。一つ橋の旧博物場を使用することは、徒弟講習所以外の地に建物を新築するよりは費用が

かからないという現実的な面でも利点も主張するが、その本意は商業学校の利用に便利となるような形で商品陳列所を実現したいというところにあったのである。

一方、「商品陳列所創立手續書ニ対スル考案」に対して、農商務省は1888〔明治21〕年2月18日に外務省に自身の態度を知らせている⁽⁶⁶⁾。文部省とは違い、建物に関する補助を必要とされなかつた農商務省は、毎年一千円ずつの補助が出願された見本品購入費の補助を承諾している。ただし、次年度は一割減額するとした。その他の補助に関する記述は確認できていない。外務省の反応については明らかにできないが、その後の経過をみても、外務省が強く発起人に反対の意を示すことはなかったと考えられる。外務省は各省からの返信をまとめ、「創立委員ノ請願書並ニ規則書ニ訂正ヲ加へ、別冊乃御図附□□從異存無之候ハバ、右ヲ以テ創立委員へ示」⁽⁶⁷⁾すとし、同年3月3日付で各省へ照会した。懸案の設置場所については、一つ橋の東京商業学校の商品陳列所を当分の間は無償で貸付けると明記され、文部省も了承している⁽⁶⁸⁾。各省の持つ見本品は下付する方向となり、見本購入費は外務省・農商務省が援助することとなつた。

さて、各省で検討の上外務省によって訂正された創立案・規則書は、発起人の元に回付され、東京商工会・貿易協会では1888〔明治21〕年3月27日に会議が開かれた⁽⁶⁹⁾。ただし、この訂正案以前に文部省の動向は発起人に伝わっており、政府との間に常に情報のやりとりがあったと考えられる。この時、政府から認められた補助の内容は、「一時金円の補助を止めて物品を以て下附せらるるやの尊もありしが、今度外務省よりは商品見本金千三百円、農商務省よりは金千円、文部省よりは同陳列所の建物（神田区一つ橋通高等商業学校内博物館跡）を貸附又は下附せらるる事になり」⁽⁷⁰⁾と報じられている。補助内容に不満が残るため改めて3省に対して協議を請うしながらも、大筋ではそれに同意し、正式な創立願書を提出することが決定する⁽⁷¹⁾。

しかしながら、実現に向けての準備は整つたものの、なかなか創立願書を提出するには至らなかつた。この間、両会でこの件について調整がなされたようで、1888〔明治21〕年8月、貿易協会幹事会の席で澁澤榮一が商品陳列所を貿易協会の附属として設置してはどうかと提案し賛成を得る⁽⁷²⁾。同年10月、東京商工会において貿易協会が担当する旨を澁澤が報告し、東京商工会においても貿易協会に委任することが決定する⁽⁷³⁾。結局、政府3省と調整を進めてきた計画通りに、東京商工会・貿易協会を発起人として創立願書が提出されることはなかつた。

貿易協会の単独事業になると、これまでの計画にあったように東京高等商業学校にある旧博物場を利用するわけではなく、その事務所内に商品陳列所を設置することを目指した。10月9日、当時の事務所では間取や採光面で都合が悪いという理由で前年7月に竣工したばかりの事務所を売却し、商品陳列所を新築してその中に事務所を置くこととした。特に目処が経っていた訳ではなかつたため、仮事務所にて商品陳列所の設立に従事することとなる⁽⁷⁴⁾。商品陳列所の建設には、事務所を売却して得た1万4000円と政府からの補助6000円の計2万円の予算が充てることとなつた⁽⁷⁵⁾。政府の補助体制も若干変化した。かつての計画通りに外務省・農商務省からは合わせて2300円の補助が伝えられ、さらには東京府から2000～3000円が創立費として補助されることとなる。文部省の関与については、「文部省にては過般一橋高等商業学校の博物場を貸与えんとの話

もありたる程なれば成らう事なら木挽町十丁目（即徒弟講習所のある所）の地所を借受け其処に同陳列所を設んとの議にて、今や文部大臣が帰京の程を待ち受け居らるる」と報じられるが、文部省に協力の意思があったのかについて確かなことはわからない。

1888〔明治21〕年12月、貿易協会の商品陳列所に関して次のように報じられている。

予て計画中なる商品見本陳列場の事に就ては発行人諸氏より外務省・農商務省の両省へ内願中なりしが農商務省よりは創業費中へ金二千円及補助金年五百円、外務省よりは物品見積金額千五百円下附相成る旨聞き届けになりたれど、（後略）⁽⁷⁶⁾

この時点では、貿易協会が協力を呼びかけた相手に文部省の文字は見当たらない。おそらく、貿易協会の事業に移った頃に文部省は一連の計画から手を引き、積極的な協力は取りやめていたと推測される。なぜならば、益田が持ち帰った商品見本を手に入れた文部省は、この前後から高等商業学校の商品陳列所の存在を広く一般に宣伝しはじめており⁽⁷⁷⁾、これは3省合同で進めてきた計画とは異なる学校付属の商品陳列所の実現を宣言したものだともいえる。こうした計画の分裂は、一つ橋の高等商業学校における学校教育に利用することを最大の目的とした文部省と、木挽町という日本経済の中心地で貿易界を牽引しようとした貿易協会とが、共に満足する形で商品陳列所を実現することができずに至った結果であったといえるだろう。それゆえ本稿では、3省が関与して進められた一連の通商博物館設置計画の終点を、貿易協会という一実業団体の附属事業としての実行が決定した1888〔明治21〕年10月とするのである。

（3）計画破綻後の動き

貿易協会による事業も結局は実現しないまま終わりを迎える。計画案はまとまっていたが、建設の目処が経たず計画は宙吊りとなつたのである。政府内においても様々な事情があつたらしく約束通りに資金が交付されなかつたため、しびれを切らした貿易協会は1889〔明治22〕年4月に今後の方針を決め、それが実行できなかつた場合は商品陳列所の設置を断念するとした⁽⁷⁸⁾。その方針には、この頃には農商務省所有地となつてゐた木挽町9丁目の地（徒弟講習所の向い）を無償で借用し、商品陳列所建設の前段階として協会の集会所を建設すること、商品陳列所創立費用として会員を増やして経費を集めることが含まれていた。やがて海外の博覧会への参加の是非を巡つて貿易協会内で分裂が起つて、多くの脱会者を出す事態となる。おそらくこの時、多くの会員の賛助を必要とした商品陳列所の設置計画は実質的に不可能となり、実現することなく幕を引いたものと考えられる。

なお、貿易協会が商品陳列所の設置場所として固執していた高等商業学校附属徒弟講習所の地は、徒弟講習所の移転に伴い農商務省の所有地となる。12月末にその移転が報じられた際、貿易協会の商品陳列所用地として文部省から譲り受けたいとして、農商務省と協会幹部が現地を視察したと報じられているが⁽⁷⁹⁾、1888〔明治21〕年12月中には特許局（後に農商務省自体が入居することとなる）の建物が同地の一部で着工している。こうした事態の詳細な経緯は現時点では明らかにし得ないが、追って農商務省の所有となつた残地に農工品陳列所・農商工会堂なる施設が着工し、3棟一体のものとして1891〔明治24〕年4月に竣工する⁽⁸⁰⁾。農工品陳列所（新聞報道で

は商品見本陳列所とされる)では、これまで農商務省各局が蒐集してきた内外国の見本品を陳列する予定であった⁽⁸¹⁾。農工品陳列所が貿易協会の商品陳列所を内包しようとしていたのか、果たして実際に運営・公開されたのかなどは不明だが、1897 [明治 29] 年 3 月 5 日、農工品陳列所として建設された建物に、農商務省の貿易品陳列館が一般に向けて開館することとなる⁽⁸²⁾。また、一連の計画中に、大阪商法會議所の発案に端を発して、大阪府に商業博物館の設置計画が起こるが、それに文部省は参与せず、外務省・農商務省に遞信省を加えた 3 省の協力で、大阪府立商品陳列所として 1890 [明治 23] 年に実現する⁽⁸³⁾。

4. 通商博物館設置計画をめぐる各省の意図とそれぞれの商品陳列所受容

以上、計画に至るまでの状況を確認するところから、通商博物館設置計画について検討してきた。最後に通商博物館設置計画における外務・農商務・文部各省の動向を振り返り、その意図明らかにした上で、欧州の商業博物館・輸出見本陳列所などを近代日本がどのように商品陳列所として受容したのかを考察したい。

外務省は当初から通商博物館を自身で運営するのではなく、運営は他者に委託し、情報収集などを通した補助業務を担当することを意図していた。それは、運営者として未設の団体を仮定した略則案にも表れている。通商博物館の計画への協力を呼びかけた最初の文書にあるように、外務省にとって通商博物館とは、領事報告などの文字情報を物質化するための装置であった。つまり、外務省にとっては運営者が誰であろうと問題ではなかった。それゆえに、計画が実現するのであれば、たとえ設置予定者が入れ替わっても態度を変えず、実現に向けて自身の役割を果たしていく。こうした外務省の態度は、通商博物館設置計画以後の動向からも窺い知ることができる。国外の情報や見本品を必要とする商品陳列所を設置した大阪府や農商務省に対し、外務省は協力を惜しまなかった。領事から送られてくる報告や見本品を提供し、他省の主導する商品陳列所の運営を積極的に補助していく。それは外務省が当初描いていた形での実現であったといえるかもしれない。

農商務省は、外務省からの提案に対して当初は態度を保留するものの、基本的には異論を唱えることなく実現に向けて協力した。欧州の商業博物館やその類似施設の状況を一般に広報し、大臣も欧米視察に際して実地を訪問するなど、かねてから欧州の商業博物館に強い興味を示していた同省は、通商博物館設置計画をその実現の好機ととらえたことだろう。農商務省は 3 省が関与する形での計画が失敗に終わった後も東京商工会・貿易協会に協力の意を示し、終始良好な関係を保っており、貿易協会の単独事業となってからも外務省と共に貿易協会の商品陳列所のために見本品の蒐集に協力している⁽⁸⁴⁾。最終的に、農商務省は一連の計画を弾みとして、自身の商品陳列所である農商務省商品陳列館を実現することとなる。それと平行して、農商務省は地方都市の陳列所と連携し、商工業界の啓蒙に尽力した。その後も実業団体との結びつきは深く、時勢の変化によって海外に輸出見本陳列所の必要が叫ばれるようになると、外務省と協力してその実現に傾注していく。

文部省は、外務省からの協力要請を、農商務省同様に自身が抱えていた事業を実現する好機と捉え、照会のあった直後から積極的な反応を見せた。それは外務省が示した内容に特に異論を唱えることなく協力した農商務省とは違い、通商博物館設置計画を取り込んで自省が管轄する東京商業学校の商品陳列所（商業博物館）を拡大しようとする、極めて戦略的な意図に基づくものであった。そこで実現が目指されたのは、商工業者を啓蒙して貿易の奨励を実現しようする商工業界全体に対する教育的性格を帯びた施設というよりも、学校教育のため施設であった。こうした文部省の態度は、通商博物館設置計画が民間の手に移った後に、より明確な意志として宣言される。結果として孤立した文部省は計画から手を引き、東京商業学校付属の商品陳列所を単独で運営していくこととなる。

こうした3省の動向を踏まえると、通商博物館設置計画を通して、近代日本が欧州の商業博物館・輸出見本陳列所を商品陳列所として受容する過程の特質として以下のことが指摘できる。

まず模範とした欧州の施設について。外務省はブリュッセルのものに代表されるような、一般社会、とりわけ商工業界における教育的側面を持つ商業博物館を模範として規則案を作成し、以前からそれに注目していた農商務省もそれに賛同する。商業的側面の強い輸出見本陳列所も知識としては欧州からもたらされていたが、当初は商業博物館ほど注目されなかった。文部省も外務省に賛同の意を示すが、所管する東京商業学校が目標としたアンヴェルス高等商業学校に附属するもののような、学校教育と直結した商業博物館の実現を強く主張する。模範とした事例は異なるが、いずれも、ベルギーの事例を参照していたことは興味深い事実である。

次に商品陳列所という語について。計画の起草者である外務省通商局が欧州の商業博物館を模範したことにより、担当局の名称に因んで当初は通商博物館という語が便宜上用いられた。これは、欧州の商業博物館の特質を理解した上でのことでもあった。しかしながら、計画途中で民間の実業団体に計画の主体が移ったことにより、それ以外の内容に殆ど変化がなかったにもかかわらず、商品（見本）陳列所という語が用いられるようになり、欧州における商業博物館と輸出見本陳列所などの一連の類似施設が、商品陳列所という語に同化される。その背景として、運営主体がシュトゥットガルト輸出見本陳列所のような形態を模範としたことと、博物館は歴史的史料を扱うものとする実業団体関係者の博物館認識の影響を指摘できる。

最後に商品陳列所の教育について。当初、通商博物館設置計画においては、国内の商工業者に内外の見本品を提示し、海外の情報を提供することによって、実務に携わる商工業者を中心に商工業関係者を啓蒙し、彼らの知識・技術の向上を図るという教育的性格が示されていた。外務省・農商務省は、終始この立場に立った。一方、文部省は他両省の立場を認めるものの、とりわけ学校教育への利益に固執した。これは文部省が商品陳列所の実業社会に対する教育的な役割に比べて、学校教育に対するそれを優先していたことに起因すると考えられる。

5. おわりに

近代日本における商品陳列所の受容は、通商博物館設置計画を通してかように行われた。外務

省・農商務省・文部省が関与したこの計画は、実際經濟に近い外務省・農商務省と、学校教育の現場に近い文部省とで分裂して終焉を迎えたといえる。歐州から関連する様々な情報を蒐集することからはじまった通商博物館設置の動きに、各省はそれぞれが抱いていた思惑を実現するべく接近した。しかしながら、結局は理想を異にする互いの距離を埋めることはできず、相容れない他者を排除することによってそれぞれの商品陳列所を実現することとなる。

商品陳列所におけるこのような二つの方向性は後世においても認められる。大正期に商品陳列所を商業に関する施設として紹介した佐野善作（当時、東京商業学校校長）は、実業学校の教授用として（一般的な利用も想定）商品について「教示」するものを「教育的商品陳列所」、商工業者の「参考」に資することを目的とするものを「興業的商品陳列所」としてその目的によって分類している⁽⁸⁵⁾。前者でいう「教育的」とは学校教育に関するものを意味し文部省が提唱したもの、後者でいう「興業的」とは殖産興業政策に関するものを意味し農商務省・外務省が提唱したものにそれぞれ通じるものだといえる。ただし、陳列する商品の選択やその陳列法はどちらも同じであるとし、表現は違えども両者に商品を通じた教育的機能を認めた一方で、商業施設としての商品陳列所は後者を指すとしている。なお、「商品陳列所」のうち特に国外に設置される貿易販路の拡張を目的としたものを「国産陳列所」として紹介しており、そこでは商品の即売も積極的に行なわれたとして「陳列所」と「販売所」を兼ね備えたものと説明する。これは、外務省・農商務省が交易都市に設置した輸出見本陳列所に通じるものだといえよう。

このような商品陳列所に対するその後の認識を鑑みると、通商博物館設置計画における商品陳列所受容の振幅が、実際に商品陳列所のその後の展開に強く影響を及ぼしたことがわかる。殖産興業・貿易振興の政策や実業教育とも深く結びついた陳列施設の、近代日本におけるこうした受容のあり方は、商業博物館あるいは商品陳列所に求める各省の意図を浮き彫りするものであった。それは、例えば農商務省と文部省による実業教育の主権争いのように、近代日本が抱えた産業政策・教育政策上の問題を示すひとつであったといえる。とりわけ博覧会や博物館の行政に関係する2省、つまり社会の産業を直接指導する立場の農商務省と学校教育を管轄する文部省の意見の相違は、博物館や商品陳列所をはじめとした陳列施設に関するその後の政策方針にも影響を及ぼした可能性が高く、その実態を解明することは今後の課題のひとつだといえるだろう。

参考文献

- 犬塚康博 2010 「『興業意見』の陳列所・博物館論」『千葉大学人文社会科学研究』vol. 21（千葉大学大学院人文社会科学研究科）pp. 350–359。
- 椎名仙卓 1979 「所謂“物産陳列所”について」『博物館研究』vol. 14 no. 6 日本博物館協会 pp. 7–14。
- 田島奈都子 2006 「近代日本における広告の啓蒙普及機関としての商品陳列所」『メディア史研究』vol. 21（メディア史研究会編） ゆまに書房 pp. 105–140。
- 高嶋雅明 1986 「商品陳列所構想と大阪商品陳列所」『日本領事報告の研究』（角山榮 編）同文館 pp. 159–163。
- 角山幸洋 1997 「大阪に於ける商業博物館」『研究双書』第101冊 関西大学経済・政治研究所 pp. 65–88。

註

- (1) 経済学者である松崎壽は著書において「Commercial Museum」に「商品陳列所」を、「Export Sample Warehouse」に「輸出見本品陳列所」を訳語としてそれぞれ充てている（松崎壽 1912 『フィスク氏商業政策』（巖松堂）p. 194）。なお Commercial Museum は、商業博物館と訳されることも多い。
- (2) 高嶋雅明（1986）、角山幸洋（1997）など。
- (3) 勘工場には、「物品陳列所」「売品陳列館」「商品館」（初田亨 1983 「勘工場の設立とその後の変遷」『日本建築学会計画系論文集』vol. 329 日本建築学会 pp. 125-133）や、「商品陳列場」（読売新聞 1899 年 9 月 14 日「新橋商品陳列場」）といった名称が散見される。名称の類似性ゆえ、商品陳列所と勘工場の混同が当時から問題となっていたようで、愛知県商品陳列館は「名古屋商品館は当市広小路通りの勘工場なり。右本館と混同する向きあり、ご注意乞ふ。」（愛知県商品陳列館 1913 『愛知県商品陳列館報告』vol. 27 p. 4）と注意を促す広告を出している。
- (4) 本稿で引用した新聞記事の他、読売新聞 1900 年 5 月 4 日「府県商品陳列所の設立につき農商務大臣に望む」など。
- (5) 高嶋（1986）は「通商博物館構想はわが国における商品陳列所 commercial museum 構想の最初と考える」と記しており、通商博物館構想を包括するものとして商品陳列所構想という語を用いる。それは最終的に実現をみる施設の名称が商品陳列所であったことによると推察される。しかしながら筆者は当初用いられていた通商博物館という語が商品陳列所という語に取って代わられる点に意味を見出すため、本稿では当初の「通商博物館」を使用する。
- (6) JACAR（アジア歴史資料センター） Ref: B10074366500 「分割 1」（『商品見本陳列所設立ニ関シ外務、文部、農商務三省協議一件 第二卷』）第 52-88 画像目：「一千八百八十六年九月十五日倫敦商法会議所執務委員『ムレイ』氏ノ提出セシ通商博物館ニ関スル特別報告」（以下、「ムレイ報告」とする）（外務省記録 3・3・6、外務省外交史料館所蔵史料）。
- (7) JACAR Ref: B10074366300 「商品見本陳列所設立ニ関シ外務、文部、農商務三省協議一件 第一卷」（『商品見本陳列所設立ニ関シ外務、文部、農商務三省協議一件 第一卷』）第 5 画像目（外務省記録 3・3・6、外務省外交史料館所蔵史料）。
- (8) *Otago Daily Times* 1886 年 12 月 15 日「Our Home Letter」。同年 10 月 23 日発のロンドンでの話題のひとつとして、ロンドン商法会議所が商業博物館の設立を議論していたことがニュージーランドで次のように報じられている。この記事から、同会執務委員のムレイが欧州大陸にある類似施設の調査報告を作成していた事実が確認出来る。「The London Chamber of Commerce have under consideration a project for establishing a commercial museum in London. Mr. Kenric Murray, the secretary of the body, has been making inquiries on the subject upon the Continent, with the result that he believes that to establish a museum of the type of the commercial museum of Brussels, Antwerp, and other places on the Continent would entail a cost of something like £40,000, with an annual expend true of two or three thousand pounds per annum.」（下線引用者）。ほど同様の内容が、読売新聞（1887 年 9 月 28 日「商品見本陳列所」）で報じられている。
- (9) MURRAY, Kenric B. 1887 "Commercial Museums," *The Contemporary Review*, vol. 51, pp. 494-506.
- (10) 中外物価新報 1887 年 10 月 25・27・28・30 日、同年 11 月 1・2 日「商業博物館」。ただし、外務省外

交史料館に残された「ムレイ報告」とは、邦訳者の違いか文章が完全には一致しない。

- (11) ムレイは別稿(前掲註 8)において、商業博物館(通商博物館)に相当するものとして「Commercial Museum」「Trade Museum」などを、(輸出) 見本陳列所に相当するものとして独語を用いた「the Muster-Lager」(英訳すると「the Sample-Warehouse」に相当)を使用している。なお現地語においては、例えば、ブリュッセルの商業博物館は「Musée Commercial」(仏語)、シュトゥットガルトの輸出見本陳列所は「Exportmusterlager」(独語)と表記されている。
- (12) 前掲註 6、「分割 1」第 58-59 画像目 : 「ムレイ報告」。
- (13) 前掲註 6、「分割 1」第 54 画像目 : 「ムレイ報告」。
- (14) 前掲註 6、「分割 1」第 52-53 画像目 : 「ムレイ報告」。
- (15) 著者不明 1886 「特報第十六号 アンヴェルス港商品陳列場」(農商務省 1888 『歐米巡回取調書』第五冊 白耳義國之部(農商務省) pp. 43-50)。一般名詞としての比較ではないが、ベルギー国内の商業博物館と商品陳列所(ここでは輸出見本陳列所の意味か)の相違が次のように記されている。「アンヴェルス港商品陳列場ハ(中略)ブリュクセル府商業博物館ト稍其形チヲ均シクシテ其性質ヲ異ニス。然レドモ兩者ノ関係モ亦離ルベカラザルモノナリ。而シテ(甲)(商業博物館ヲ云)ハ政府ノ設立ニシテ(乙)(商品陳列場)ハ本港有志者ノ発起市会議ノ可決ヲ以テ一港市民ノ共立ニ成ルモノナリ。」
- (16) ここで参照するものは、「ムレイ報告」と同じ簿冊に綴じられたものである。「ムレイ報告」の最後には「今又拙者ガ今般経歴シタル各博物館ニ關シ簡単ノ説明ヲ為サン」とあり、「ムレイ報告」がその原典である可能性がある。
- (17) JACAR Ref: B10074366600 「分割 2」(『商品見本陳列所設立ニ關シ外務、文部、農商務三省協議一件 第二卷』)第 26 画像目 : 「白耳義國『ブリュッセル』府商業博物館ニ關スル取調書」(外務省記録 3・3・6、外務省外交史料館所蔵史料)。
- (18) 前掲註 16 「分割 2」第 26-31 画像目 : 「白耳義國『ブリュッセル』府商業博物館ニ關スル取調書」。
- (19) 前掲註 6、「分割 1」第 70 画像目 : 「ムレイ報告」。
- (20) ブリュッセルの商業博物館が示した教育的効果は、「社会の教育力」を持つ施設の模範例として明治期の文学者 高山林次郎(蝸牛)が同館を紹介していることからも窺える。さらに高山は、「博物館は常に古物展覧会に止らず、世界文明の最も進歩せる機運と調節し、よく将来に處して機先を制するの教訓と指導とを与ふるものなること猶かのサウスケンジントン博物館若しくは、白耳義商業博物館の如くならざるべからず。」としており、ムレイの思想に共通する見解を示している(石田新太郎 1912 「教育力を持つ諸機関」『天化人育』第 3 章第 3 節(北文館) pp. 154-159)。
- (21) 前掲註 6、「分割 1」第 60-61 画像目 : 「ムレイ報告」。
- (22) 前掲註 17、「分割 2」第 26-28 画像目 : 「白耳義國『ブリュッセル』府商業博物館ニ關スル取調書」。
- (23) 前掲註 6、「分割 1」第 9 画像目 : 「通商局取調 スチットガルト府輸出見本陳列所ノ起立」。
- (24) 前掲註 9、"Commercial Museums" p. 501。
- (25) 前掲註 6、「分割 1」第 60 画像目 : 「ムレイ報告」。
- (26) 前掲註 6、「分割 1」第 64-65 画像目 : 「ムレイ報告」。
- (27) JACAR Ref: B10074366300 「商品見本陳列所設立ニ關シ外務、文部、農商務三省協議一件 第一卷」(以下、「三省協議一件 第一卷」とする)(『商品見本陳列所設立ニ關シ外務、文部、農商務三省協議一件 第

-
- 一巻』) 第 1-3 画像目 : 「送第九四〇六号・送第九四〇七号」(外務省記録 3・3・6、外務省外交史料館所蔵史料)。
- (28) 『興業意見』で言及された陳列施設については、大塚 (2010) に詳しい。
- (29) 農商務省工務局 1881 「莫斯底利国工芸協会の話節」『工務局月報』第 2 号、同前 1884 「白耳義國商業博物館の規則」同前 第 18 号など。
- (30) この頃、農商務省と文部省は、実業学校の管轄を巡り対立を続けていた。なお、『興業意見』において貿易品陳列所の設置を含めた施設の拡張が呼ばれたのは、農商務省所管の東京商業学校である。
- (31) 一橋大学 1995 『一橋大学百二十年史 : captain of industry をこえて』一橋大学 p. 26。
- (32) 前掲註 31、『一橋大学百二十年史 : captain of industry をこえて』p. 30。
- (33) 西村公宏・飯淵康一・永井康雄 2006 「東京大学理学部博物場の建築と公開について」『日本建築学会計画系論文集』vol. 602 日本建築学会 pp. 183-190。及び、東京商業学校 1888 『東京商業学校一覧』付図。なお、東京大学理学部博物場の博物館史的位置付けについては、椎名仙卓 1988 「大学附属博物館第 1 号・東京大学理学部博物場」『博物館研究』vol. 236 日本博物館協会 pp. 3-4 に詳しい。
- (34) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 1-3 画像目 : 「送第九四〇六号・送第九四〇七号」。
- (35) 朝日新聞 1887 年 9 月 16 日 「商品見本陳列所」
- (36) 前掲註 26、「三省協議一件 第一巻」第 4-9 画像目 : 「通商博物館略則案」。この草稿となったと思われるものが、同史料『商品見本陳列所設立ニ関シ外務、文部、農商務三省協議一件 第一巻』(第 38-47 画像目) に認められている。それはブリュッセルの商業博物館の規則が邦訳されたものに加除・校正したものである。
- (37) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 4-9 画像目 : 「通商博物館略則案」。
- (38) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 97 画像目 : 「大越領事へ訓令案」。
- (39) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 10-12 画像目 : 「受第一一六八九号」。
- (40) 東京商業学校 1887 『東京商業学校一覧』 p. 7。なお、翌年以降は「商品陳列所」と表記される。
- (41) 東京商業学校には外部から複数名の商議員が置かれていた。この頃の商議員は、益田孝・澁澤榮一などが務めている。
- (42) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 12 画像目 : 「受第一一六八九号」。益田の欧米訪問の目的は米の輸出に関する調査であった(益田孝談「明治二十年の洋行」、長井實 1939 『自叙益田孝翁伝』再版(長井實) pp. 289-299)。
- (43) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 11 画像目 : 「受第一一六八九号」。
- (44) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 14 画像目 : 「送第八六九号」。
- (45) 前掲註 27、「三省協議一件 第一巻」第 15 画像目 : 「受第六三四号」。
- (46) 各長の氏名は、内閣官報局編 1886 『職員録(甲)』明治十九年十二月(内閣官報局) pp. 278-282 による。
- (47) 濱田徳太郎 編 1926 『日本貿易協会五十年史』(日本貿易協会) p. 23。
- (48) 中外物価新報 1887 年 10 月 14 日 「商品見本陳列所設置の計画」。
- (49) 例えば、次のようなものがある。読売新聞 1887 年 9 月 28 日 「商品見本陳列所」、同 1887 年 10 月 23 日など。
- (50) 読売新聞 1891 年 4 月 9 日 「商業博物館と輸出品見本陳列所の得失」。

-
- (51) 益田は 1887 [明治 20] 年 3 月 4 日に出国（中外物価新報 1887 年 3 月 5 日「益田氏の出発」）、同年 11 月 8 日に帰国した（中外物価新報 1887 年 11 月 9 日「益田氏帰朝」）。
- (52) 中外物価新報 1887 年 10 月 14 日 「商品見本陳列所設置の計画」。
- (53) 中外物価新報 1887 年 10 月 14 日 「商品見本陳列所設置の計画」。
- (54) 中外物価新報 1887 年 7 月 24 日 「貿易協会幹事会」。
- (55) 東京商工会・貿易協会による事業に関する史料がまとめられたものとして、「日本貿易協会 附 商品陳列館」（渋沢青蔵記念財団竜門社編 1958 『渋沢栄一伝記資料』第 15 卷 渋沢栄一伝記資料刊行会 pp. 131-149）がある。本稿で使用したもの的一部がそれにも含まれているが、本稿では各註に示した原典による。
- (56) 中外物価新報 1887 年 9 月 25 日 「商品見本陳列所設立に関する集会」。なお、この集会に参加していたのは、貿易協会から澁澤榮一・大倉喜八郎・今村清之助・岡田任一郎、東京商工会から梅浦精一・丹羽雄九郎・守島松兵衛の計 7 名である。
- (57) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 27-60 画像目：「商品陳列所創立手続書」。史料中に日付の記載がないため作成時期は不明だが、内容や後の経緯、新聞報道との一致などから、この時期に作成されたと可能性が高い。また、東京商業学校は 1887 年 10 月 5 日をもって高等商業学校に改称するため、それ以前に作成されたものと推定できる。表紙に記載された史料名とそれぞれの題名は若干異なるが、ここでは表紙に記されたものを採用した。
- (58) 中外物価新報 1887 年 11 月 16 日 「商品陳列所」。
- (59) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 29-32 画像目：「御補助ヲ要スル事項」。この史料には後から訂正が加えられているが、この訂正は後述する文部省の意見をはじめ各省での協議の結果が反映されたものだと考えられる。よって、ここでは訂正される以前の文面から考察した。
- (60) 平井泰太郎 1925 「スツットガートに於ける『輸出商品陳列所』」『経済学商業学国民経済雑誌』vol. 38 no. 5 pp. 889-90。
- (61) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 61 画像目：「文部省往復課專八二号」。
- (62) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 62 画像目：「商品陳列所創立手続書ニ対スル考案」。
- (63) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 62-63 画像目：「商品陳列所創立手続書ニ対スル考案」。
- (64) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 64-65 画像目：「商品陳列所創立手續書ニ対スル考案」。
- (65) 読売新聞 1888 年 1 月 18 日 「見本陳列所會議」。
- (66) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 68-69 画像目：無題。
- (67) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 72 画像目：「送一四九号」。
- (68) 前掲註 27、「三省協議一件 第一卷」第 91 画像目：「受第二七〇六号」。
- (69) 読売新聞 1888 年 3 月 29 日 「商品見本陳列所」。
- (70) 前掲註 69、「商品見本陳列所」。
- (71) 中外物価新報 1888 年 3 月 28 日 「商品陳列所創立の相談会」。
- (72) 『貿易協会雑誌』第 7 号 pp. 33-34 (『渋沢栄一伝記資料』第 15 卷所収 p. 143)。
- (73) 「第三十二回臨時会（明治廿一年十月廿六日開）」(『東京商工会議事要件録』第三十五号 1888 p. 2) (『渋沢栄一伝記資料』第 15 卷所収 p. 144)。

-
- (74) 読売新聞 1888 年 10 月 14 日 「商品見本陳列所」。
- (75) 濱田徳太郎 編 1926 『日本貿易協会五十年史』(日本貿易協会) p. 25。
- (76) 東京朝日新聞 1888 年 12 月 19 日 「商品見本陳列場の事」。
- (77) 高等商業学校 1889 「商品見本陳列所」(『高等商業学校一覧』高等商業学校) p. 63。管見の限りこの前年度分の一覧が見当たらないため 1887 [明治 19] 年度 (1887 年 9 月-1888 年 8 月) の状況はわからぬが、それ以前の一覧には所有する建物一覧にその坪数を記すのみである。1889 [明治 22] 年度の一覧では、商品陳列所が一般商工業者にも有益であることを説いている。なお、後継にあたる一橋大学の大学史では、商品陳列所は 1888 年に一般公開されたとしている (一橋大学学園史刊行委員会 1976 『一橋大学年譜』(一橋大学) p. 13。及び、同 1995 『一橋大学百二十年史 : captain of industry をこえて』(一橋大学) p. 32)。
- (78) 濱田徳太郎 編 1926 『日本貿易協会五十年史』(日本貿易協会) pp. 27-28。
- (79) 東京朝日新聞 1888 年 12 月 25 日 「商品見本陳列所建築地」。
- (80) 新家考正 1893 「農商務省特許局建築ノ要領」『建築雑誌』第 74 号 (造家学会) pp. 37-38, 付図。
- (81) 読売新聞 1890 年 12 月 31 日 「商業見本陳列所」。
- (82) 読売新聞 1897 年 3 月 5 日 「貿易品陳列館の開館」。貿易品陳列館の場所として記された内容と掲載された図版が、農工品陳列所の建築と一致することから、両者が同一の建物であることが明らかである。なお貿易品陳列館が設置されたのは 1895 年 3 月である。
- (83) 大阪府立商品陳列所 1890 『大阪商品陳列所報告』第 1 号 p. 29。
- (84) JACAR Ref: B10074367600 『商品見本陳列所用物品購入方農商務省ヨリ依頼一件 第一巻』(外務省記録 3・3・6、外務省外交史料館所蔵史料)。
- (85) 佐野善作 1918 『新撰商学提要』上 三省堂 (修正再版 初版 1916) pp. 58-61。